

## 研究・イノベーション学会 表彰審査委員会規程

第1条（委員の人数） 研究・イノベーション学会は、表彰規程において定められた表彰審査委員会として、論文賞・学会賞審査委員会、ならびに功労賞審査委員会を設置する。委員の人数（委員長を除く）は、それぞれ6名程度とする。

第2条（委員長の任期） 論文賞・学会賞審査委員会、ならびに功労賞審査委員会の委員長の任期は、2年間とする。審査委員長は、再任を妨げない。

第3条（委員の任期） 論文賞・学会賞審査委員会、ならびに功労賞審査委員会の委員の任期は、2年間とする。ただしこの規程ができた年に指名された委員の半数については、任期を3年間とし、2年目以降は半数が入れ替わる。個々の審査委員は、同一委員会に3年間連続して所属することがないようにする。ただし、規程設置当初に指名された3年任期の委員を除く。

第4条（表彰式） 表彰式は、本学会の年次大会において行う。

第5条（規程の見直し） 本規程の見直しが必要な場合は、理事会において審議する。

※2006年10月理事会にて承認。同日施行。

※2018年10月学会名の記載を変更、第5条を追加。理事会にて承認、同日施行。  
同年10月総会報告。